

NEWS RELEASE



(総合企画グループ)

〒690-0003 松江市朝日町 484 番地 19

TEL (0852) 24-1234 代表

2024年7月16日

令和6年7月9日からの大雨災害に対する対応について

このたびの令和6年7月9日からの大雨災害により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

株式会社 島根銀行（頭取 長岡 一彦）は、このたびの大雨災害により被災されたお客さまを支援するため、下記の取扱いを開始いたしますので、お知らせします。

記

1. ご預金等のお取扱いについて

- ・預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しいたします。
- ・届出の印鑑がない場合には、拇印にて応じます。
- ・事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応じます。
- ・今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ、取立てに応じます。
- ・手形の不渡処分および電子記録債権の取引停止処分または利用契約の解除等について配慮いたします。
- ・損傷した紙幣や貨幣の引換えに応じます。
- ・国債を紛失した場合の相談に応じます。
- ・「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に応じます。
- ・罹災証明書を求めている手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、災害被害者の便宜を考慮した取扱いとします。

2. 相談窓口の設置について

このたびの大雨災害により被災された事業者の皆さま、個人の皆さまに対するご相談窓口を島根県内の店舗に設置することといたしました。ご相談窓口では、被災された皆さまに対して、お借入のご返済についてのご相談や、新たなお借入のご相談等、あらゆるニーズにお応えしてまいります。どうぞ、お気軽にご相談ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先
島根銀行 営業推進グループ
担当：友田 TEL (0852) 24-1240